

十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

十和田市 上下水道部 管理課

十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託を実施するにあたり、適正な価格にて、安定かつ確実に稼働させるためのシステム更新を行う業務受委託を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めたものである。

1. 業務概要

- (1) 件名 「十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託」
- (2) 内容 別紙1「十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託仕様書」のとおり
※契約時における仕様は、最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 契約締結の日から令和11年8月31日まで
※本稼働日は、令和6年9月1日を予定しているが、詳細なスケジュールについては、協議の上決定する。
- (4) 委託上限額 80,406千円以内(消費税及び地方消費税を含む)
参考内訳として
システム構築費用 金 28,350千円
クライアント機器費用 金 13,211千円
検針用機器費用 金 14,993千円以内
運用・保守費用 金 23,852千円以内
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

2. 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしてなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出締切日において、十和田市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年12月14日十和田市条例第39条）に違反しない者。
- (5) 過去10年間（平成25年度～令和4年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請けとして受注した実績を有する者であること。
- (6) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム

イ プライバシーマーク

3. 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

令和5年6月26日(月)9時00分から令和5年7月7日(金)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書(様式1)、業務実績書(様式2)、会社概要(パンフレット等でも可)を郵送または持参すること。様式1、2については、必要事項を入力し、電子メールでも提出すること。

電子メールの件名:「プロポーザル参加申込(事業者名)」とすること。

(3) 参加承認

①本プロポーザルの参加承認の可否は、令和5年7月10日(月)15時00分までに電子メールで通知する。

②十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和5年7月10日15時00分までに連絡がない場合は、同日17時00分までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、プロポーザル参加辞退届(様式4)の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

4. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託企画提案」

(2) 提案内容

①企画提案書:別添1「提案書作成要領」に基づき、「十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託仕様書」の内容を踏まえ、企画提案書を作成し、提出すること。

②見積書:別添2「見積書作成要領」に基づき、十和田市水道料金等システム更新及び運用業務見積書(様式6)に消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

①提出書類

- ・プロポーザル届出書(様式3)
- ・「十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託」企画提案書(任意様式)
(社名及び会社が特定できるようなロゴマークは除く)
- ・十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託見積書(様式6)

②提出部数

紙媒体10部(プロポーザル届出書及び見積書は各1部)

③提出場所

十和田市上下水道部管理課(市役所別館1階)

④提出期限

令和5年7月21日(金)17時00分まで(必着)

⑤提出方法

郵送もしくは持参(いずれも提出期限必着のこと)

⑥提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

⑦その他

提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

5. 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

（1）実施日時

令和5年8月2日（水）14時00分から開始予定（詳細は別途通知）

（2）実施場所

十和田市役所

（3）プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。提案者は企画提案書等の要点を20分程度で説明を行い、その後質疑応答を行う。（説明・質疑を含め30分）

6. 審査概要

（1）審査

提出された企画提案書の内容、見積書、プレゼンテーションをそれぞれ評価する。（いずれも評価基準書による審査）その上で、最も評価点の高い者を第1受託候補者とし、次に評価点が高い者を第2受託候補者とする。

①受託候補者の選定にあたり、評価点が高点の者が2つ以上あるときの対応

ア 提案者それぞれの評価点と同じで見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、十和田市職員が代わってくじを引き順位を決定する。

②有効な提案者が1社のみであっても、十和田市が適正な提案と判断する場合は、その者を第1受託候補者とする。

（2）審査結果の通知、公表

選定結果については、令和5年8月10日（木）17時00分までに十和田市ホームページ上にて公表するとともに、参加申込書記載の住所宛てに文書で通知する予定である。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（1）企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）見積価格が委託上限額を上回る場合

（4）会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合

（5）審査の公平性を害する行為があった場合

（6）十和田市暴力団排除条例（平成23年12月14日十和田市条例第39条）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合

①暴力団員（条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められた場合

- ②暴力団員と密接な関係を有していると認められた場合（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していると認められた場合）

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年6月19日（月）9時00分から令和5年6月30日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式5）により、担当部署宛てに電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 質問の回答

令和5年7月7日（金）17時00分までに、参加者からの質問及びその回答の全てを、十和田市ホームページにて公開する。

9. 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、十和田市との協議で決定する。なお、第1受託候補者との交渉が不調に終わった場合、第2受託候補者と交渉する場合がある。

10. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程は、都合により変更する場合がある。

11. 問い合わせ先

担当者：十和田市上下水道部管理課 佐藤

住所：〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-25-4511

F A X：0176-25-3210

Eメール：kanri@city.towada.lg.jp

別添 1

提案書作成要領

提案書については、十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託仕様書（以下、「仕様書」）を理解した上で、以下に基づいて作成すること。

1. 共通事項

- (1) 提出書類は A4 版とし、20 枚以内とすること。（表裏 40 ページ・表紙含む）ページ数を記入し、表紙の後に目次を作成すること。
- (2) 両面印刷で正本 1 部、副本 9 部を作成すると共に、電子ファイルで媒体に納めて提出すること。
- (3) 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (4) 仕様書の記載事項について、どのように表現・提供していくか等、手法・方策等の提案に関する記載を具体的に記述すること。
- (5) 仕様書と同等の内容については、できるだけ資料名、章番号、頁による引用に留め、簡潔に記述すること。
- (6) 仕様書等に定める各事項について、本稼働時点で実現できない（サービスとして提供できない）又は提案内容に合致しない場合は、全て提案書にその旨記述すること。
- (7) 評価内容（評価ポイント）については、十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託に係る提案評基準（表 1）を参考にすること。
- (8) 以下「2. 提案書の項目」に沿って、各項目の順番に項目番号を付して記述すること。

2. 提案書の項目

提案内容は、「仕様書」の要件定義を満たすものであることを条件とする。ただし、要求仕様を直接満たさない場合は、必要に応じて提供可能な代替案を明示すること。

なお、令和 6 年 9 月 1 日の本稼働を前提とした作業全般に対して、責任を持って対応に当たること。

以下に、企画提案書に記載すべき項目を以下に示す。

1. 会社概要

- ① 設立年月日
- ② 代表者氏名、所在地
- ③ 従業員数（うち自治体専従人数）
- ④ 業務内容
- ⑤ 資本金
- ⑥ 情報セキュリティやシステム品質に関する保有資格
- ⑦ ③の自治体専従従業員中の公的資格保有者人数（PMP、その他情報処理に関する資格）

2. 実績

①提案パッケージの実績

②自治体における、同種システム導入実績（直近 10 年以内）

※提案者が元請けとなった実績について、現在稼働中又は稼働予定の団体名、システム名、業務範囲、実施（予定）時期を明記

※東北地方の自治体を中心に記載のこと。

3. 提案の概要及び機能

①高品質なパッケージシステムを保持するための考え方

②法改正、制度改正への対応

③システム概要

④データ抽出(EUC 等)対応

⑤ネットワーク環境

⑥ハードウェア及びソフトウェア構成

⑦情報セキュリティ

4. システム構築スケジュール

令和 6 年 9 月 1 日の本稼働までのスケジュールを明確に記載すること。

5. 初期導入及びシステム移行

①各種テスト

②システム移行

・データ移行対象範囲と年数

・データ移行の確認作業について、安全・確実に実施するための方法

③教育・研修

6. プロジェクト推進方法

①プロジェクト管理方法

②予定するプロジェクト体制

・十和田市と協議を行うための体制

・提案事業者の体制・要員

・担当と役割

・十和田市側に求める役割

③想定されるリスクへの対応

7. システム運用

①安定稼働に対する方針や対応方法

②稼働後の運用サポート

8. システム保守

保守体制の方針

※定期的な保守作業と緊急時の保守作業は別々に記載すること。

9. 運用施設・設備

データセンター要件に係る施設・設備の安全性について

10. その他

- ①追加提案((上下水道部利用システム向け)貴社が提案したい内容)
- ②将来的な拡張提案(将来的に本市にとって有益と思われる提案内容)

見積書作成要領

見積書については、十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託仕様書を理解した上で、以下に基づいて作成すること。

1. 共通事項

- (1) 見積価格は提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額とはならない。
- (2) 見積書は消費税抜き価格で記載すること。
- (3) 以下の見積書項目について、機器構成やソフトウェア構成が分かる見積補足資料のほか、一括で提示した額の内訳明細を別途添付すること。

2. 見積書項目

1. 一時（導入・構築）経費

- (1) ハードウェア購入費
十和田市水道料金等システム更新及び運用業務委託仕様書を参照すること。
- (2) ソフトウェア購入費
システムを稼働する上で必要となるソフトウェア費用を算出すること。
- (3) 構築作業費
 - ① 機器導入費及び据付及び据付調整費
 - ② ソフトウェアインストール作業費
 - ③ データベース等セットアップ
 - ④ 操作研修費
 - ⑤ その他必要と思われる費用
- (4) データ移行費
データ移行（現行システムからのデータ抽出費は除く。）に必要な費用を算出すること。
- (5) データセンター初期費
 - ① データセンターにおけるファシリティ、電源、セキュリティ等の初期費用
 - ② データセンターと十和田市間のネットワーク回線初期費用
- (6) その他
上記分類に該当しない費用があれば算出の上記載すること。
- (7) 見積対象期間
本稼働開始までに発生する導入・構築の期間に係る費用全てを計上すること。期間については、現時点では令和5年9月から令和6年8月までの12ヶ月間程度を想定している。

2. 経常（運用）経費

（1）クライアント機器費用

PC、プリンタ、バーコードリーダー、OCR、圧着機、検針用機器

（2）データセンター使用費

- ①データセンターにおけるファシリティ、電源、セキュリティ等の費用
- ②データセンターと十和田市間のネットワーク回線費用

（3）システム利用料

クラウド環境運用に必要となるサーバ機器等のハードウェア及びソフトウェアの利用料について年額にて算出すること。

（4）システム保守費

以下の項目について年額にて算出すること。

①ハードウェア・ソフトウェア保守費

（ア）クラウド環境運用に必要となるサーバ機器等のハードウェア及びソフトウェア保守を行う。

②システムサポート費

（ア）システムに関する操作・運用に関する問い合わせ作業を行う。

（イ）マニュアル・仕様説明書を提供する。

（ウ）障害発生時の問い合わせ対応及び障害復旧支持を行う。

（エ）障害発生時の技術者派遣による対応を行う。

（5）その他

上記分類に該当しない費用があれば算出の上記載すること。

（6）見積対象期間

60ヵ月間（現時点では令和6年9月から令和11年8月までを想定）を利用とした月額で算出すること。